

答 申 第 25 号
平成 31 年 2 月 7 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 30 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 27 号

平成 29 年 9 月 21 日付け（第 174 - 4 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第27号

答申番号：答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年9月7日付けで、第157-4号文書（以下「第157-4号」という。）を添付した上で、「暫定ケアプランは、法令の要件を満たしている」と主張した職員に対し、調査を行ったのかどうか分かる情報」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月21日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し平成29年11月10日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会（以下

「審査会」という。) に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求内容が分かる行政文書は取得するものではない。速やかに請求内容が分かる行政文書を作成せよ。
- (2) 常識として本件請求に係る情報は、監査執行過程において存在するはずである。不存在であれば、暫定ケアプランは法令の要件を満たしているとした職員の主張を鵜呑みにするだけで聞き取り調査を怠り、適正な監査を行わなかったということになる。本件請求に係る情報を作成及び取得すべきであったにもかかわらず、しなかったことは大問題である。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年9月27日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

(1) 本件行政文書について

本件請求において請求人は、行政文書を特定するために第157-4号を添付した上で、「暫定ケアプランは、法令の要件を満たしている」と主張した職員に対し、調査を行ったのか、あるいは、行わなかったのかが分かる情報」と記載している。第157-4号は、請求人が平成29年8月21日に行った行政文書公開請求に対して、実施機関が同年9月4日付けで決定した「行政文書不存在通知書」である。当該文書は、請求人が平成28年4月11日付けで提出した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に関し、実施機関が通知した監査の結果である「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」の中の「暫定ケアプランは法令の要件を満たしており、これは本ケアプランであると認識している。」という、住民監査請求の監査の過程における高崎市介護保険関係職員への聞き取り調査の際の当該職員の発言を記載した部分についての、「この認識の根拠法令が分かる情報」という内容の公開請求に対して、「不存在」を決定したものである。

このことから、本件請求において特定すべき行政文書は、住民監査請求の監査の過程における高崎市介護保険関係職員への聞き取り調査の際の職員の発言に対して、当該職員へ確認調査を行ったかどうか分かる情報が記載された文書であると解した。

実施機関は、住民監査請求に係る監査の過程で、様々な事項を調査するが、一方で、その全てを監査の結果に記載するわけではなく、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄であり、同様にその他の行政文書に記録するかどうか実施機関が判断する事柄である。

本件住民監査請求事案では、介護保険法第22条第3項に定める「偽りその他不正の行為」に当たるかが争点のため、「暫定ケアプラン」を「本ケアプラン」と認識できるかどうかの判断が重要になる事例ではない。したがって、監査の決定にあたり実施機関が調査内容をその必要度に応じて、監査の結果及びその他の行政文書に記載及び記録しなかったとしても不自然な点はない。

請求人は求める文書を実施機関が作成すべきものであるとしているが、監査の決定を行うにあたり実施機関は、該当する文書を必要とせず、文書を作成及び取得していないため、行政文書不存在と決定したものである。

- (2) 請求人は、監査委員は請求内容が分かる行政文書を作成し、公開しなければならないと主張をしているが、情報公開制度は、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する制度であり、実施機関に文書の作成を請求する制度ではない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得していない、②作成又は取得したが保存期間満了等により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

第157-4号は、本審査会への諮問第22号に係る審査請求の対象となった「行政文書不存在通知書」である。当審査会は、当該諮問について、答申第20号の結論のとおり不存在通知を妥当とした。

本件請求において特定すべき行政文書は、本件住民監査請求の監査の過程における市介護保険関係職員への聞き取り調査の際の職員の発言に対して、当該職員へ聞き取り等の確認調査を行ったかどうか分かる情報が記載された文書である。

実施機関は、住民監査請求に係る監査の過程で、様々な事項を調査するが、一方で、その全てを監査の結果に記載するわけではなく、その必要性や合理性に基づき実施機関が判断する事柄であり、同様にその他の行政文書に記録するかどうか

かも実施機関が判断する事柄であると主張している。

本件住民監査請求は、介護保険法第22条第3項に定める「偽りその他不正の行為」に当たるかが争点のため、「暫定ケアプラン」を「本ケアプラン」と認識できるかどうかが重要になる事例ではないとして、監査の決定を行うにあたり実施機関は、該当する文書を必要とせず、文書を作成及び取得していないため、行政文書不存在と決定したという、実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して条例第22条第4項に基づく調査を実施し、本件行政文書の作成、取得又は保有の有無を確認するため、監査委員事務局において行政文書の確認を行ったが、本件行政文書として改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。本件請求に係る実施機関が作成又は取得した行政文書が発見できない以上、当審査会としては、実施機関が当該文書を作成又は取得していると判断することはできない。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の説明に特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、本件審査請求において、「監査委員は、行政文書を作成し公開しなければならない」と主張するが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に対して文書の作成を請求する権利を付与するものではない。

また、請求人は監査の執行に関して様々な意見や要望を述べているが、当審査会の役割は、対象行政文書の存否をめぐる実施機関の説明の妥当性を判断することである。かかる請求人の主張は、当審査会の所掌範囲を超えるものであり判断しない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年 9月27日	調査、審議
平成30年11月15日 平成30年12月20日	答申調整
平成31年 2月 7日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行